

粗大ごみ処理場へよくあるご質問

質問	リサイクル家電(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は処分できますか。
回答	<p>できません。</p> <p>次のいずれかの方法で処分してください。</p> <p>① 新しい製品に買い替える場合、新しい製品を購入する家電販売店等の小売業者に引き取りを申し込んでください。</p> <p>② 買替えではなく処分の場合、処分したい製品を購入した小売業者に引き取りを申し込んでください。</p> <p>③ 購入した店舗が分からない場合、お住まいの自治体の案内する方法によって処分してください。</p> <p>④ 郵便局で家電リサイクル券をご購入の上、指定引取場所に直接持ち込む方法があります。</p>

質問	業務用冷蔵庫・業務用冷凍庫は処分できますか。
回答	<p>できません。</p> <p>業務用冷蔵庫・業務用冷凍庫は家電リサイクル法の適応外となり、産業廃棄物に該当するため、兵庫県で登録されている産業廃棄物収集運搬業の許可を持った業者で適切に廃棄してもらう必要があります。</p>

質問	パソコンは処分できますか。
回答	<p>できません。</p> <p>家庭系パソコンについては、小型家電リサイクル法に基づく回収システムを利用することもできます。</p> <p>お住いの自治体にお問い合わせください。</p>

質問	スプリングマットレスは処分できますか。
回答	<p>家庭系一般廃棄物(家庭ごみ)は処分できます。</p> <p>事業系産業廃棄物の場合は処分できません。</p>

質問	畳は処分できますか。
回答	<p>家庭系一般廃棄物(家庭ごみ)は処分できます。</p> <p>事業系産業廃棄物の場合は処分できません。</p>

質問	中身の残ったビン・缶類の処分はできますか。
回答	<p>中身の残った状態では処分できません。</p> <p>全てを使い切ったビン・缶類のみ処分できます。</p> <p>中身の残ったビン・缶類を破砕処理すると中身が粉状のものなら破砕機内で粉塵爆発が起こります。液状・オイル類・ペンキ類・燃料類は、火災が起こる可能性があります。搬送コンベアにも悪影響が及びます。</p> <p>中身は中身、ビンはビン、缶は缶でゴミとして出す必要があります。</p>

質問	プラスチック類の処分はできますか。
回答	<p>衣装ケースやボックス収納などの大きなプラスチック製品は処分できません。</p>

質問	畔シート・苗箱・貯水タンク等の農業用具の処分はできますか。
回答	<p>できません。</p> <p>農業は事業活動にあたりますので産業廃棄物となります。</p> <p>販売店や農協にお問い合わせください。</p>

質問	漁網・ロープ等の漁業用具の処分はできますか。
回答	<p>できません。</p> <p>漁業は事業活動にあたりますので産業廃棄物となります。</p> <p>販売店や漁協にお問い合わせください。</p>

質問	蛍光灯・乾電池・ボタン電池・水銀体温計・水銀血圧計等の水銀使用製品、スプレー缶・ライター・カセットボンベ等の有害危険ゴミの処分はできますか。
回答	<p>できません。</p> <p>お住いの自治体の有害危険ゴミ収集をお願いいたします。</p> <p>但し、スプレー缶・カセットボンベについては、中身を全て使い切った状態のものを施設作業員に手渡しいただければ受け入れ致します。</p>

質問	消火器の処分はできますか。
回答	<p>できません。</p> <p>消火器は危険物ですがお住いの自治体の有害危険ゴミ収集では回収しておりません。</p> <p>廃消火器はメーカー団体がリサイクルしています。販売店等にお問い合わせください。</p>

質問	タイヤ・ゴム製品（ゴムホースなど）の処分はできますか。
回答	できません。 タイヤは販売店等にお問い合わせください。 ゴム製品（ゴムホースなど）は燃えるごみです。焼却場にお問い合わせください。

質問	廃材・がれき類・内外壁・瓦等の屋根材の処分はできますか。
回答	できません。 事業活動により工作物の新築・改装又は除去に伴って生じたものは産業廃棄物なので受け入れしておりません。 一般の人が解体して出た場合は一般廃棄物として扱われますが処理困難物であるため受け入れしておりません。

質問	レンガ・ブロック・コンクリートの処分はできますか。
回答	できません。 処理困難物であるため受け入れしておりません。

質問	砂・土・石の処分はできますか。
回答	できません。 砂・土・石は自然物であり、廃棄物処理法が定義する廃棄物に該当しません。しかし、ガーデニングや家庭菜園で使ったものは、自然物ではなくなります。販売店等にお問い合わせください。

質問	パレットの処分はできますか。
回答	できません。 平成 20 年に流通により使用したパレットが産業廃棄物として追加されたことに伴い受け入れしておりません。

質問	伐採木の処分はできますか。
回答	破砕処理可能なサイズであれば処分できます。 破砕処理可能なサイズは幹の直径が 100mm 以上 400mm 未満、長さは 1000mm 以下です。枝は全て取り除いてください。 直径 100mm 以下の幹や枝は焼却場にお問い合わせください。

※上記、質問の回答は一般的な回答例をお示ししたものでありますので、個々のケースについては粗大ごみ処理場へお問い合わせ下さい。